

金融庁告示第 号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第十七条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年十二月金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成十六年 月 日

金融庁長官 高木 祥吉

前文中「第十七条」を「第十条」に改める。

本則中「株式会社あさひ銀行」を削り、「株式会社大和銀行」を「株式会社りそな銀行」に改め、「株式会社りそな銀行」の次に「株式会社新生銀行」を加え、「イーバンク銀行株式会社」の次に「株式会社新銀行東京」及び「日本振興銀行株式会社」を加え、「みずほアセット信託銀行株式会社」を「みずほ信託銀行会社」に改め、「エス・ジー・信託銀行株式会社」を削り、「住友信託銀行株式会社」の次に「エス・ジー・信託銀行株式会社」を加え、「ビー・エヌ・ピー・パリバ信託銀行株式会社」を削り、「りそな信託銀行株式会社」の次に「株式会社整理回収機構」、「株式会社あおぞら銀行」及び「株式会社第二日本承継銀行」を加え、「農林中央金庫」の次に「株式会社みずほフィナンシャルグループ」を加え、「株式会社三井ト

ラスト・ホールディングス」を「三井トラスト・ホールディングス株式会社」に改め、「株式会社三井住友
フィナンシャルグループ」の次に「ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社」を加える。